

逗子市住民投票条例改正に伴う新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>(投票資格者)</p> <p>第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、第7条第1項の投票資格者名簿に登録されたものとする。</p> <p>(1) 年齢満 <u>20</u> 年以上の日本国籍を有する者で引き続き3月以上逗子市に住所を有するもの</p> <p>(2) 年齢満 <u>20</u> 年以上の定住外国人で引き続き3月以上逗子市に住所を有するもの</p> <p>2 前項第2号に規定する「定住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3の中長期在留者</p> <p>(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者</p>	<p>(投票資格者)</p> <p>第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、第7条第1項の投票資格者名簿に登録されたものとする。</p> <p>(1) 年齢満 <u>18</u> 年以上の日本国籍を有する者で引き続き3月以上逗子市に住所を有するもの</p> <p>(2) 年齢満 <u>18</u> 年以上の定住外国人で引き続き3月以上逗子市に住所を有するもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この条例は、平成28年9月1日から施行する。